

保護者 様

学校におけるインフルエンザによる出席停止について

インフルエンザに感染した児童は、法律の規定により出席停止となります。
なお、その間は休んでも欠席日数にはなりません。

出席停止の期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となっています。

インフルエンザが治ゆし登校するときは、この「治ゆ報告書」をご提出願います。
この報告書は、保護者の方に記入していただくものです。

治ゆ報告書

富士見町立富士見小学校 学校長 様

年 部 番

児童・生徒氏名

上記の者の下記疾患は、治ゆしており他に感染のおそれのないことを報告いたします。

記

疾患名	インフルエンザ
発症日（発熱した日）	年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関に受診した日	年 月 日
解熱した日（平熱にさがった日）	年 月 日

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後（平熱にさがった日）2日を経過しました。

【インフルエンザの出席停止の期間の数え方】（長野県教育委員会より）

- ・「発症した後5日」は発症日を0日とし、翌日を1日目とする。
- ・「解熱した後2日」は解熱日を0日とし、翌日を1日目とする。

年 月 日

保護者 氏名